

<家事事件の申立てをした方へ>

「送達場所の届出書」と「非開示の希望に関する申出書」について、以下の事項をお読みいただき、「送達場所の届出書」は必ず、「非開示の希望に関する申出書」は必要に応じて、裁判所に提出してください。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 送達場所の届出書について(すでに提出済みの方は、不要です。)

今後、裁判所があなたあてに書類を送付や送達をしたり、連絡をする際の書類の送達場所や平日昼間の連絡先を教えていただく必要があります。そこで、「送達場所の届出書」に、上記事項を記載して、申立書等とともに裁判所に必ず提出してください。申立書に記載した住所を送達場所として希望される場合にも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて、必ず提出してください。

裁判所が送付する書類のほとんど(期日通知書等)は、普通郵便で送付しますが、審判、決定及び調書の謄本等は、特別送達郵便(配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法)で送達する場合があります。そのため、送達する場合の宛先となる場所を記載するにあたっては、方書きがある場合は方書きを、集合住宅の場合は、建物名・部屋番号名まで、勤務先の場合は、社名・店名まで正確に記載してください。送達場所は、日本国内に限ります。送達場所として届け出た場所に通常あなたがいない場合で、ほかの方に書面を受け取ってもらいたい場合には、その方を送達受取人として届け出ることができます。

送達場所の届出があった場合は、以後の送達はその届出場所にあててなされます。送達場所として届け出た場所宛てに裁判所が書面を送達したところ、不在や転居などの理由によりあなたが実際に受領しなかったときでも、その書面を受け取ったものとして扱われることがありますので、記載にあたってはご注意ください。

この「送達場所の届出書」の非開示を希望する場合には、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入して、この届出書の上にステープラー(ホチキスなど)で付けて一体として提出してください。非開示の希望に関する申出書の説明は、下記2をご覧ください。

下さい。

また、一度届け出た連絡先等に変更が生じた場合、この「送達場所の届出書」の変更届欄にチェックを入れた上で必要事項を記入し、必要に応じて「非開示の希望に関する申出書」を添付して、速やかに提出してください。

2 非開示の希望に関する申出書について

裁判所に提出する書類等のうち、相手方等に知られたくない情報があり、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分はマスキング（黒塗り）をして提出することになります（例えば、住所を知られたくない場合には源泉徴収票上の住所を黒塗りするなどが考えられます。）。しかし、マスキング処理をすることができない書面については、この「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、この申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。

また、上記1のとおり、連絡先等の変更を記載した「送達場所の届出書」の非開示を希望する場合には、改めて「非開示の希望に関する申出書」を付けて提出してください（既に一度提出した送達場所の届出書に非開示の希望に関する申出書が添付されていても、改めて添付する必要があります。）。

この申出書を付けて提出された書面について、他方当事者から、閲覧・謄写（コピー）の申請がされた場合には、裁判官が、同申出書に記載されている理由や開示によって円滑な話し合いを妨げるおそれがないか等の事情を考慮して、申請を許可するかどうか判断することになります。そのため、この申出書が付けられている書面であっても、閲覧謄写が許可される可能性があります。この申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うことになりますので、ご注意ください。